独立行政法人都市再生機構

# 建築工事積算特記基準

**令和５年７月版**

街に、ルネッサンス

UR都市機構

「独立行政法人都市再生機構建築工事積算特記基準」は、独立行政法人都市再生機構における積算基準として適用する公共住宅建築工事積算基準（令和元年度版）の一部を読み替え及び追加等するものである。

＊都市再生機構建築工事積算特記基準の表中の項目は、公共住宅建築工事積算基準（令和元年度版）の項目を示す。

# 目　　次


1編　総　　則 ……………………………………………… 1

2編　数　　量 ……………………………………………… 6

3編　単　　価 ……………………………………………… 9

5編　参考資料 ……………………………………………… 18

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
|---|---|
| １編　総則　１章　工事費の積算 | |
| 1 節 目的及び適用範囲<br>1.1.2<br>適 用 範 囲 | 1.1.2 は、以下に読み替える。<br>1　本基準は、独立行政法人都市再生機構が発注する住宅等の建築工事の積算に適用する。<br>2　前項の規定にかかわらず、国、都道府県、市町村等に委託する工事又は国、都道府県、市町村等から受託する工事については、当該事業主体の定めるところによることができる。<br>3　工法、発注方式、工事規模及び内容等が特殊なものでこの基準によることが適当でないと判断される場合には、別途、定めることができる。<br>4　屋外整備工事（土木工事、造園工事）は、独立行政法人都市再生機構「土木・造園工事積算要領」を適用する。 |
| 1.5.2.4<br>総 合 発 注<br>（一括発注）<br>工　事　の<br>共通仮設費 | 1.5.2.4 は、以下に読み替える。<br>「建築工事」と「土木工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」、「造園工事」、「保全工事（建築）」、「保全工事（機械）」、「保全工事（電気）」等の２以上の工事を、総合して発注する場合の共通仮設費は、次による。<br>なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独工事扱いとすることができる。<br>総合発注工事の共通仮設費＝$A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + A_4 \times \alpha_4 + A_5 \times \alpha_5 + A_6 \times \alpha_6 + A_7 \times \alpha_7 + A_8 \times \alpha_8$<br>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。<br>$A_1$　：建築工事の特殊工事費を含まない直接工事費<br>$A_2$　：土木工事の共通仮設費対象額<br>ただし、共通仮設費対象額の扱いは土木･造園工事積算要領による。<br>$A_3$　：機械設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費<br>$A_4$　：電気設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費<br>$A_5$　：造園工事の共通仮設費対象額<br>ただし、共通仮設費対象額の扱いは土木･造園工事積算要領による。<br>$A_6$　：保全工事（建築）の特殊工事費を含まない直接工事費<br>$A_7$　：保全工事（機械）の特殊工事費を含まない直接工事費<br>$A_8$　：保全工事（電気）の特殊工事費を含まない直接工事費<br>$\alpha_1$　：$A_1$の額に対する建築工事の共通仮設費率<br>$\alpha_2$　：$A_2$の額に対する土木工事の共通仮設費率<br>$\alpha_3$　：$A_3$の額に対する機械設備工事の共通仮設費率<br>$\alpha_4$　：$A_4$の額に対する電気設備工事の共通仮設費率<br>$\alpha_5$　：$A_5$の額に対する造園工事の共通仮設費率<br>$\alpha_6$　：$A_6$の額に対する保全工事（建築）の共通仮設費率<br>$\alpha_7$　：$A_7$の額に対する保全工事（機械）の共通仮設費率<br>$\alpha_8$　：$A_8$の額に対する保全工事（電気）の共通仮設費率 |

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
|---|---|
| 1.5.3.3<br>総合発注（一括発注）工事の現場管理費 | 1.5.3.3は、以下に読み替える。<br>「建築工事」と「土木工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」、「造園工事」、「保全工事（建築）」、「保全工事（機械）」、「保全工事（電気）」等の２以上の工事を、総合して発注する場合の現場管理費は、次による。<br>なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独工事扱いとすることができる。<br><br>総合発注工事の現場管理費＝$A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + A_4 \times \alpha_4 + A_5 \times \alpha_5 + A_6 \times \alpha_6 + A_7 \times \alpha_7 + A_8 \times \alpha_8$<br><br>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。<br>$A_1$ ：建築工事の特殊工事費を含まない純工事費<br>$A_2$ ：土木工事の現場管理費対象額<br>ただし、現場管理費対象額の扱いは土木・造園工事積算要領による。<br>$A_3$ ：機械設備工事の特殊工事費を含まない純工事費<br>$A_4$ ：電気設備工事の特殊工事費を含まない純工事費<br>$A_5$ ：造園工事の現場管理費対象額<br>ただし、現場管理費対象額の扱いは土木・造園工事積算要領による。<br>$A_6$ ：保全工事（建築）工事の特殊工事費を含まない純工事費<br>$A_7$ ：保全工事（機械）工事の特殊工事費を含まない純工事費<br>$A_8$ ：保全工事（電気）工事の特殊工事費を含まない純工事費<br>$\alpha_1$ ：$A_1$の額に対する建築工事の現場管理費率<br>$\alpha_2$ ：$A_2$の額に対する土木工事の現場管理費率<br>$\alpha_3$ ：$A_3$の額に対する機械設備工事の現場管理費率<br>$\alpha_4$ ：$A_4$の額に対する電気設備工事の現場管理費率<br>$\alpha_5$ ：$A_5$の額に対する造園工事の現場管理費率<br>$\alpha_6$ ：$A_6$の額に対する保全工事（建築）の現場管理費率<br>$\alpha_7$ ：$A_7$の額に対する保全工事（機械）の現場管理費率<br>$\alpha_8$ ：$A_8$の額に対する保全工事（電気）の現場管理費率 |

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
| --- | --- |
| 1.5.4.3<br>総合発注<br>（一括発注）<br>工事の<br>一般管理費等 | 1.5.4.3は、以下に読み替える。<br>「建築工事」と「土木工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」、「造園工事」、「保全工事（建築）」、「保全工事（機械）」、「保全工事（電気）」等の２以上の工事を、総合して発注する場合の一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定するものとし、詳細は以下の通りとする。<br><br>総合発注工事の一般管理費等＝$A_1 \times \alpha + A_2 \times \alpha + A_3 \times \alpha + A_4 \times \alpha + A_5 \times \alpha + A_6 \times \alpha + A_7 \times \alpha + A_8 \times \alpha$<br><br>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。<br>$A_1$ ：建築工事の工事原価<br>$A_2$ ：土木工事の一般管理費等対象額<br>ただし、一般管理費等対象額の扱いは土木･造園工事積算要領による。<br>$A_3$ ：機械設備工事の工事原価<br>$A_4$ ：電気設備工事の工事原価<br>$A_5$ ：造園工事の一般管理費等対象額<br>ただし、一般管理費等対象額の扱いは土木･造園工事積算要領による。<br>$A_6$ ：保全工事（建築）工事の工事原価<br>$A_7$ ：保全工事（機械）工事の工事原価<br>$A_8$ ：保全工事（電気）工事の工事原価<br>$\alpha$ ：総工事原価（各工事の工事原価の合計）の額に対する主たる工事の一般管理費等率 |
| 1.5.5<br>特殊工事費 | 1.5.5に、以下を追記する。<br>(4)　収納ユニット家具の工場製作費（運搬費を含む）<br>(5)　ブラインドの工場製作費（運搬費を含む） |
| 7節 変更工事<br>1.7.1<br>変更工事 | 1.7.1の2は、以下に読み替える。<br><br>２　落札率は、次式により算定する。<br>落札率＝当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額／当初工事費内訳書記載の工事価格<br><br>ただし、落札率は小数点以下第３位（小数点以下第４位切捨て）までを求める。 |

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
|---|---|
| 10 節 端数整理<br>1.10.1<br>端 数 整 理 | 1.10.1 として、以下を追記する。<br>　工事費積算に係る数量及び金額の端数は、次の１及び２に定めるところにより整理する。<br>１　内訳書に計上する数量<br>　原則として小数点以下第２位を四捨五入する。<br>　ただし、１００以上の数値については四捨五入して整数とする。<br>２　内訳書に計上する金額<br>(1)　単価及び複合単価<br>10,000 円以上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100 円未満切捨て<br>1,000 円以上 10,000 円未満 ・・・・・・・・・・・ 10 円未満切捨て<br>100 円以上　1,000 円未満 ・・・・・・・・・・・ 1 円未満切捨て<br>100 円未満 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 円未満切捨て<br>(2)　細　目　等<br>細目（数量×単価） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 円未満切捨て<br>科目（細目の計） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 円未満切捨て<br>種目（科目の計） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 円未満切捨て<br>工事価格（内訳書の合計金額） ・・・・・・・・・・・ 1,000 円未満切捨て<br>消費税等相当額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 円未満切捨て |

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
|---|---|
| 別表－６<br>共 通 費 率 | 別表-6「共通費率」は、以下に読み替える。 |

別表-6「共通費率」は、以下に読み替える。

共通仮設費率

| 直接工事費 | | 1000 万円以下 | 1000 万円を超える |
|---|---|---|---|
| 共通仮設費率 | 上限 | 6.27% | $12.311 \times P^{-0.073279}$ |
| | | 共通仮設費率算定式により算定された率 | |
| | 下限 | 4.34% | $8.525 \times P^{-0.073279}$ |

算定式

$$Kr = 16.331 \times P^{-0.200} \times T^{0.421}$$

ただし、Ｋｒ：共通仮設費率（%）

Ｐ：直接工事費（千円）とし、１０００万円以下の場合は１０００万円として扱う

Ｔ：工期（か月）

注１．Ｋｒの値、上限及び下限の値は、小数点以下３位を四捨五入して２位止めとする。

注２．（１）工期は、日数を３０日/月にて除し、その値は小数点以下２位を四捨五入して１位止めとする。

（２）工期は、設計図書において定める監理技術者について、専任を要しない期間がある場合には、その期間を控除するものとする。

被災三県（岩手県、宮城県、福島県）内において施工される災害公営住宅の建築工事等については、直接工事費及び工期から算定した共通仮設費率に1.3 を乗じて得た値により、率計上分共通仮設費を算定する。

なお、上限及び下限の率についても 1.3 を乗じる。

（小数点以下を端数整理する前の共通仮設費率に 1.3 を乗じ、その後小数点以下３位を四捨五入して２位止めとした共通仮設費率を求める。）

別表－６「現場管理費率」は、以下に読み替える。

現場管理費率

| 純工事費 | | 1000 万円以下 | 1000 万円を超える |
|---|---|---|---|
| 現場管理費率 | 上限 | 12.52% | $19.188 \times Np^{-0.046328}$ |
| | | 現場管理費率算定式により算定された率 | |
| | 下限 | 8.52% | $13.061 \times Np^{-0.046328}$ |

算定式

$$Jo = 26.363 \times Np^{-0.181} \times T^{0.443}$$

ただし、Ｊｏ：現場管理費率（%）

Ｎｐ：純工事費（千円）とし、１０００万円以下の場合は１０００万円として扱う

Ｔ：工期（か月）

注１．Ｊｏの値、上限及び下限の値は、小数点以下３位を四捨五入して２位止めとする。

注２．（１）工期は、日数を３０日/月にて除し、その値は小数点以下２位を四捨五入して１位止めとする。

（２）工期は、設計図書において定める監理技術者について、専任を要しない期間がある場合には、その期間を控除するものとする。

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
|---|---|
| **２編　数量　１章　直接工事費** | |
| 3 節 土工事<br>1.3.6<br>仮置土運搬<br>（往路）<br>仮置土運搬<br>（復路） | <u>1.3.6 の 2 は、以下に読み替える。</u><br>２　現場の状況に応じて工区内仮置き、団地内仮置き及び団地外仮置きに区分して計上する。 |
| 1.3.9<br>建設発生土処分<br>運　搬　費<br>処　分　費 | <u>1.3.9 の 2 は、以下に読み替える。</u><br>２　運搬費は、設計図書に基づき、工区内処分、団地内処分、団地外処分に区分し、計上する。<br>　また、団地外処分の場合は、運搬距離（最短距離）を明記の上、必要に応じて有料道路の通行料金を計上する。 |
| 4 節 地業工事<br>1.4.2.6<br>建設発生土処分<br>運　搬　費<br>処　分　費 | <u>1.4.2.6 の 2 は、以下に読み替える。</u><br>２　運搬費は、設計図書に基づき、工区内処分、団地内処分、団地外処分に区分し、計上する。<br>　また、団地外処分の場合は、運搬距離（最短距離）を明記の上、必要に応じて有料道路の通行料金を計上する。 |
| 1.4.3.2<br>構造体強度補正 | <u>1.4.3.2 に、以下を追記する。</u><br>　地業工事の構造体強度補正は、図面特記による。 |
| 1.4.3.3<br>鉄　　　筋 | <u>1.4.3.3 は、以下に読み替える。</u><br>t　｜ 設計数量×材料価格等<br>　　｜ 規格、径別に区分し、計上する。 |
| 1.4.3.4<br>鋼　　　材 | <u>1.4.3.4 は、以下に読み替える。</u><br>t　｜ 設計数量×材料価格等<br>　　｜ 規格、板厚別に区分し、計上する。 |
| 1.4.3.8<br>ｽｸﾗｯﾌﾟ控除 | <u>1.4.3.8 の削除。</u> |
| 5 節 鉄筋工事<br>1.5.2<br>材　　料<br>棒　　鋼<br>スパイラル筋<br>梁貫通孔補強筋 | <u>1.5.2 は、以下に読み替える。</u><br>t　｜ 設計数量×材料価格等<br>　　｜ 規格、径別に区分し、計上する。 |
| 1.5.3<br>ｽｸﾗｯﾌﾟ控除 | <u>1.5.3 の削除。</u> |

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
| --- | --- |
| 8 節 鉄骨工事<br>1.8.2.1<br>鋼　　材 | 1.8.2.1 は、以下に読み替える。<br>t　設計数量×材料価格等<br>規格、形状、寸法、板厚別に区分し、計上する。 |
| 1.8.2.3<br>ボ ル ト 類 | 1.8.2.3 は、以下に読み替える。<br>組(t)　設計数量×材料価格等<br>ボルト類などは、原則として、規格、形状、寸法ごとに組数又は、質量に換算したものとする。<br>なお、適切な統計値などに基づく組数又は、質量によることができる。 |
| 1.8.2.4<br>仮設ﾌﾞﾚｰｽ等 | 1.8.2.4 は、以下に読み替える。<br>t　設計数量×複合単価等<br>仮設ブレースは、スクラップ控除をする。 |
| 1.8.2.5<br>ｽｸﾗｯﾌﾟ控除 | 1.8.2.5 の削除。 |
| 10 節 防水工事<br>1.10.9<br>モルタル防水 | 1.10.9 の削除。 |
| 12 節 ﾀｲﾙ工事<br>1.12.1<br>一 般 事 項 | 1.12.1 は、以下に読み替える。<br>1　部位、材質、種別、形状、工法、下地別に区分し、計上する。 |
| 1.12.6<br>外壁ﾀｲﾙ型枠<br>先　付　け | 1.12.6 の削除。 |

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
| --- | --- |

16 節 左官工事
1.16.1
一 般 事 項

1.16.1 に、以下を追記する。

5　役物類は、表 1.16.1「役物類の部位区分」を標準とし、設計寸法又は図示の寸法による糸尺及び高さごとに延べ長さを計上する。

表 1.16.1　役物類の部位区分

| 仕上<br>部位 | ﾓﾙﾀﾙ(防水ﾓﾙﾀﾙ)塗<br>糸尺寸法(幅:W、高さ:H) | ｺﾝｸﾘｰﾄ金ごて<br>糸尺寸法(幅:W、高さ:H) | 備　　考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 幅　　木 | 0＜H≦0.3m | － | 階段ささら幅木含む |
| 笠　　木 | 0＜W≦0.5m | 0＜W≦0.3m | パラペット含む |
| 水 切 り<br>・ 窓 台 | 0＜W≦0.17m | 0＜W≦0.3m | |
| 排 水 溝 | 0＜W≦0.5m | － | ﾋﾟｯﾄ、屋上の排水溝 |
| | 0＜W≦0.1m | 0＜W≦0.1m | ﾊﾞﾙｺﾆｰ、廊下の排水溝 |
| ボーダー | 0＜W≦0.15m | － | |

16 節 左官工事
1.16.20
打 継 目 地
モルタル詰め

1.16.20 として、以下を追記する。

m　│　設計数量×複合単価等

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
|---|---|
| ３編　単価　１章　総則 | |
| 1節 基本的事項<br>1.1.2<br>一 般 事 項 | 1.1.2として、以下を追記する。<br>1　単価は、地域ごとかつ原則として各年度に定める。<br>2　単価は、原則として当該工事を所掌する本部長及び支社長（以下「本部長等」という。）が近接の本部長等と総合調整を図り定める。 |
| 2節 単価及び価格の算定<br>1.2.1<br>材料価格等 | 1.2.1は、以下に読み替える。<br>1　材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料等の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。<br>(1)　構造主体部分に使用する鋼材、レディーミクストコンクリート及び既成杭<br>(2)　合板<br>2　鋼材等については、ロス及びスクラップ控除相当分を含んだ単価とし、次表による補正率を乗じた単価とする。 |

鋼材等の補正率

| 科　目 | 細　目 | 補正率 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 地 業 工 事 | 棒　鋼 | 102% | |
| 鉄 筋 工 事 | 棒　鋼 | 103% | |
| 鉄 骨 工 事 | 形鋼・鋼管・平鋼 | 104% | |
| | 広幅平鋼・鋼板(切板) | 102% | |
| | ボルト類 | 103% | |

(注) アンカーボルト類は補正なし

| | |
|---|---|
| 1.2.2<br>複 合 単 価 | 1.2.2に、以下を追記する。<br>複合単価は、各地域別に当該年度の適切な時期に２章「標準歩掛り」による複合単価と物価資料等の掲載価格を勘案し、市場動向に対応した単価を設定する。 |
| 1.2.3<br>市 場 単 価 | 1.2.3に、以下を追記する。<br>単価は、各季刊ごとに定める。 |
| 3節 歩掛り<br>表1.3.1<br>「その他」率 | 表1.3.1から構内舗装工事、植栽工事（樹木費以外）、植栽工事（樹木費）を削除。 |

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
|---|---|

**３編　単価　２章　標準歩掛り（直接工事費）**

**1 節 直接仮設工事**
**2 標準歩掛り**
**(1) 適用条件及び留意事項**

<u>2 標準歩掛り (1)適用条件及び留意事項 ニ及びヘは、以下に読み替える。</u>

ニ．外部足場の設計共用日数は、基礎コンクリート完了（地下階のある場合は、１階床完了）から完成工期の１か月前までの設置期間に、下記に示す建物階数による設置期間係数を乗じたものを標準とする。ただし、現場説明書等で、足場撤去時期が明記されている場合は、それにより算定する。また、その場合の月数は、小数点以下第２位を四捨五入する。

建物階数による設置期間係数

| 建 物 階 数 | 1 階 | 2 階 | 3 階 | 4 階 | 5 階 | 6･7 階 | 8～10 階 | 11～14 階 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 係　　数 | 1.00 | 0.95 | 0.90 | 0.85 | 0.80 | 0.75 | 0.70 | 0.65 |

ヘ．安全手すりの設計共用日数は、基礎コンクリート完了（地下階のある場合は、１階床完了）から完成工期の１か月前までの設置期間とする。手すり先行方式を採用の場合は、最上階の下階のコンクリート完了から完成工期の１か月前までの設置期間とする。ただし、現場説明書等で、足場撤去時期が明記されている場合は、それにより算定する。また、その場合の月数は、小数点以下第２位を四捨五入する。

**2 節 土 工 事**
**表 2.4**
**仮置土運搬（往路）**

<u>表 2.4 は、以下に読み替える。</u>

（1 $m^3$ 当たり）

| 名　　称 | 摘　　要 | 単位 | 団地外 | 団地内 | 工区内 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転 | 10t 積級 | 日 | D/100 | D/100 | ― | 運転日数(D)は別表 2.6.1～4 による。 |
| ﾊﾞｯｸﾎｳ運転 | 油圧式 0.8m3 | 日 | (0.0044) | (0.0044) | ― | |
| ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ運転 | 3t 級 | 日 | ― | ― | 0.0077 | |

（注）(　)内数値は、仮置き場所が比較的狭く、堆積が必要な場合に加算することができる。

**表 2.5**
**仮置土運搬（復路）**

<u>表 2.5 は、以下に読み替える。</u>

（1 $m^3$ 当たり）

| 名　　称 | 摘　　要 | 単位 | 団地外 | 団地内 | 工区内 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転 | 10t 積級 | 日 | D/100 | D/100 | ― | 運転日数(D)は別表 2.6.1～4 による。 |
| ﾊﾞｯｸﾎｳ運転 | 油圧式 0.8m3 | 日 | 0.0044 | 0.0044 | ― | |
| ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ運転 | 3t 級 | 日 | ― | ― | 0.0077 | |

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
|---|---|

**2節 土 工 事**
**表 2.6.1～3**
**建設発生土運搬**

<u>表 2.6 は、以下に読み替える。</u>

表 2.6.1　建設発生土運搬（工区内敷均し・団地内敷均し）

（1 $m^3$当たり）

| 名　　称 | 摘　要 | 単位 | ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ 3t 級 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ運転 | 3t 級 | 日 | 0.0077 | 標準 |
| 普通作業員 | | 人 | 0.003 | |
| その他 | | 式 | 1 | |

（注）１．団地内敷均しにおいて、土運搬が必要な場合は、表 2.6.2 により別途運搬費を計上する。
２．「その他」の率対象は、普通作業員とする。

表 2.6.2　建設発生土運搬（工区内土運搬・団地内土運搬）

（1 $m^3$当たり）

| 名　　称 | 摘　要 | 単位 | 工区内 | 団地内 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ運転 | 3t 級 | 日 | 0.0077 | ― | 標準 |
| ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転 | 10t 積級 | 日 | ― | D/100 | 運搬日数(D)は､別表 2.6.1～4 による |

（注）団地内処分で堆積が必要な場合は、堆積費用(ﾊﾞｯｸﾎｳ損料等)を加算する。

表 2.6.3　建設発生土運搬（団地外運搬）

（1 $m^3$当たり）

| 名　　称 | 摘　要 | 単位 | 一　般 | 小規模・人力土工 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転 | 10t 積級 | 日 | D/100 | ― | 運搬日数(D)は､別表 2.6.1～4 による |
| ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転 | 4t 積級又は 2 t 積級 | 日 | ― | D/10 | 運搬日数(D)は､別表 2.6.5～7 による |

（注）１．処分費を必要とする場合は加算する。
２．適用機械については小規模土工は 4t 積級、人力土工は 2t 積級を標準とするが、現場状況等によりその使用が困難な場合は別途考慮する。

**表 2.7**
**建設発生土運搬**
**(小規模土工･人力土工)**

<u>表 2.7 の削除。</u>

**別表 2.7.1**
**ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ**
**運 搬 日 数**

<u>別表 2.7.1 は、別表 2.6.5 と読み替える。</u>

別表2.6.5　ダンプトラック運搬日数（D）

（10m3当たり）

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 積込機械 | バックホウ　排出ガス対策型　油圧式クローラ型 0.28 $m^3$ | | | | | | | | | | | | | |
| 運搬機種 | ダンプトラック　4t積級 | | | | | | | | | | | | | |
| DID区間：無し | | | | | | | | | | | | | | |
| 運搬距離(km) | 0.2以下 | 1.0以下 | 1.5以下 | 2.5以下 | 3.5以下 | 4.0以下 | 5.0以下 | 6.0以下 | 7.5以下 | 10.0以下 | 13.0以下 | 19.0以下 | 35.0以下 | 60.0以下 |
| 運搬日数 | 0.2 | 0.25 | 0.3 | 0.35 | 0.4 | 0.45 | 0.5 | 0.55 | 0.6 | 0.8 | 0.9 | 1.1 | 1.5 | 2.3 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| DID区間：有り | | | | | | | | | | | | | | |
| 運搬距離(km) | 0.2以下 | 1.0以下 | 1.5以下 | 2.0以下 | 3.0以下 | 3.5以下 | 4.5以下 | 5.5以下 | 7.0以下 | 9.0以下 | 12.0以下 | 17.0以下 | 27.0以下 | 60.0以下 |
| 運搬日数 | 0.2 | 0.25 | 0.3 | 0.35 | 0.4 | 0.45 | 0.5 | 0.55 | 0.6 | 0.8 | 0.9 | 1.1 | 1.5 | 2.3 |

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
|---|---|

2節 土 工 事
別表 2.7.2
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ
運 搬 日 数

別表 2.7.2 は、別表 2.6.6 と読み替える。

別表2.6.6　ダンプトラック運搬日数（D）

（10m3当たり）

| 積込機械 | バックホウ　排出ガス対策型　油圧式クローラ型 0.13m³ | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 運搬機種 | ダンプトラック　2t積級 | | | | | | | | | | | | | |
| DID区間：無し | | | | | | | | | | | | | | |
| 運搬距離(km) | 0.3以下 | 1.0以下 | 1.5以下 | 2.5以下 | 3.0以下 | 3.5以下 | 4.5以下 | 5.5以下 | 7.0以下 | 9.0以下 | 12.0以下 | 17.0以下 | 28.5以下 | 60.0以下 |
| 運搬日数 | 0.45 | 0.5 | 0.6 | 0.7 | 0.8 | 0.9 | 1.0 | 1.1 | 1.3 | 1.5 | 1.8 | 2.3 | 3.0 | 4.5 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| DID区間：有り | | | | | | | | | | | | | | |
| 運搬距離(km) | 0.3以下 | 1.0以下 | 1.5以下 | 2.5以下 | 3.0以下 | 3.5以下 | 4.5以下 | 5.0以下 | 6.5以下 | 8.0以下 | 11.0以下 | 15.0以下 | 24.0以下 | 60.0以下 |
| 運搬日数 | 0.45 | 0.5 | 0.6 | 0.7 | 0.8 | 0.9 | 1.0 | 1.1 | 1.3 | 1.5 | 1.8 | 2.3 | 3.0 | 4.5 |

別表 2.7.3
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ
運 搬 日 数

別表 2.7.3 は、別表 2.6.7 と読み替える。

別表2.6.7　ダンプトラック運搬日数（D）

（10m3当たり）

| 積込機械 | 人力 | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 運搬機種 | ダンプトラック　2t積級 | | | | | | | | | | | | | |
| DID区間：無し | | | | | | | | | | | | | | |
| 運搬距離(km) | 0.3以下 | 0.5以下 | 1.5以下 | 2.0以下 | 2.5以下 | 3.0以下 | 4.0以下 | 5.0以下 | 6.5以下 | 8.5以下 | 11.0以下 | 16.0以下 | 27.5以下 | 60.0以下 |
| 運搬日数 | 0.5 | 0.55 | 0.6 | 0.7 | 0.8 | 0.9 | 1.0 | 1.1 | 1.3 | 1.5 | 1.8 | 2.3 | 3.0 | 4.5 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| DID区間：有り | | | | | | | | | | | | | | |
| 運搬距離(km) | 0.3以下 | 0.5以下 | 1.0以下 | 1.5以下 | 2.0以下 | 2.5以下 | 3.5以下 | 4.5以下 | 6.0以下 | 8.0以下 | 10.5以下 | 14.5以下 | 23.0以下 | 60.0以下 |
| 運搬日数 | 0.5 | 0.55 | 0.6 | 0.7 | 0.8 | 0.9 | 1.0 | 1.1 | 1.3 | 1.5 | 1.8 | 2.3 | 3.0 | 4.5 |

表 2.8
土工機械運転

表 2.8 は、表 2.7 と読み替える。また、以下に読み替える。

表 2.7　土工機械運転

（１日当たり）

| 機械名 | 規　　格 | 適　用 単価表 | 運転 労務 (人) | 燃料 (軽油) (L) | 機械損料 (供用日) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ | 排出ｶﾞｽ対策型 普通 3t 級 | 単価表 1 (別表 2.7.1) | 1.0 | 23.1 | 1.75 | |
| ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ | 10t 積級 | 単価表 2 (別表 2.7.2) | 1.0 | 65.2 | 1.29 | |
| ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ | 4t 積級 | 単価表 2 (別表 2.7.2) | 1.0 | 34.4 | 1.29 | |
| ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ | 2t 積級 | 単価表 2 (別表 2.7.2) | 1.0 | 22.5 | 1.29 | |
| ﾊﾞｯｸﾎｳ | 排出ｶﾞｽ対策型 油圧式ｸﾛｰﾗ型 0.8m³ | 単価表 1 (別表 2.7.1) | 1.0 | 100 | 1.64 | |

<table>
<tr><th>項　目</th><th>建築工事積算特記基準（令和５年７月版）</th></tr>
<tr><td>2節 土 工 事<br>別表 2.8.1<br>運転1日当たり<br>単 価 表 1</td><td>別表 2.8.1 は、別表 2.7.1 と読み替える。また、以下に読み替える。<br>別表 2.7.1　運転１日当たり単価表<br>（1日当たり）
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>摘　　要</th><th>単位</th><th>所 要 量</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>運転手（特殊）</td><td></td><td>人</td><td></td><td>表 2.7 による</td></tr>
<tr><td>燃　　料</td><td>軽油</td><td>L</td><td></td><td>表 2.7 による</td></tr>
<tr><td>機 械 損 料</td><td></td><td>供用日</td><td></td><td>表 2.7 による</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr>
</table>
（注）「その他」の率対象は、運転手（特殊）、燃料とする。</td></tr>
<tr><td>別表 2.8.2<br>運転1日当たり<br>単 価 表 2</td><td>別表 2.8.2 は、別表 2.7.2 と読み替える。また、以下に読み替える。<br>別表 2.7.2　運転１日当たり単価表<br>（1日当たり）
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>摘　　要</th><th>単位</th><th>所 要 量</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>運転手（一般）</td><td></td><td>人</td><td></td><td>表 2.7 による</td></tr>
<tr><td>燃　　料</td><td>軽油</td><td>L</td><td></td><td>表 2.7 による</td></tr>
<tr><td>機 械 損 料</td><td></td><td>供用日</td><td></td><td>表 2.7 による</td></tr>
<tr><td>タイヤ損耗費</td><td></td><td>供用日</td><td></td><td>所要量は機械損料による</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr>
</table>
（注）「その他」の率対象は、運転手（一般）、燃料とする。</td></tr>
<tr><td>7節 鉄骨工事<br>1 一般事項</td><td>1 一般事項は、以下に読み替える。<br>(1)　表 7.1～表 7.6 の細目工種は、標準歩掛りを適用する。<br>(2)　鋼材を加工する際に発生する材料の残材に価値がある場合は、その価値を評価しスクラップ控除として直接工事費から控除する。<br>(3)　鋼材単価及び鋼材屑等のスクラップ単価は、物価資料等の掲載価格による。ただし、これによりがたい場合は製造業者の見積価格等を参考に定める。<br>(4)　鉄骨工場加工費、現場建方、トルシア形高力ボルト締付け、現場溶接及びアンカーボルト埋込みについては、専門工事業者の見積価格等を参考に定める。<br>(5)　鋼材を工場にて加工する場合は、運搬費を計上する。<br>(6)　鉄骨建て方用揚重機の費用は、別途計上する。<br>(7)　本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に基づき適切に算定する。</td></tr>
</table>

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
| --- | --- |
| 7節 鉄骨工事<br>2 標準歩掛り<br>表 7.1<br>「現場建て方」<br>別表 7.1.1<br>「1m2 当たり鋼材使用量による増減率」<br>別表 7.1.2<br>「鋼材総使用量による増減率」<br>表 7.2<br>「トルシア形高力ボルト締付け」<br>表 7.3<br>「現場溶接」<br>表 7.4<br>「アンカーボルト埋込み（B種)」 | 2 標準歩掛りは、以下に読み替える。<br>(1)　適用条件及び留意事項<br>建築構築物等の建方機械器具、軽量鉄骨加工組立、柱床均しモルタル及び鉄骨足場に適用する。<br>(2)　細目工種<br>表 7.1「現場建て方」の削除。<br>別表 7.1.1「1m2 当たり鋼材使用量による増減率」の削除。<br>別表 7.1.2「鋼材総使用量による増減率」の削除。<br>表 7.2「トルシア形高力ボルト締付け」の削除。<br>表 7.3「現場溶接」の削除。<br>表 7.4「アンカーボルト埋込み（B種)」の削除。<br>表 7.1～7.4 は、（５編　参考資料へ移動） |
| 表7.5<br>軽量鉄骨（母屋・胴縁の類）加工組立 | 表7.5は、表7.1と読み替える。 |
| 表7.6<br>建方機械器具 | 表7.6は、表7.2と読み替える。 |
| 表7.6.1<br>建方機械器具 | 表7.6.1は、表7.2.1と読み替える。 |

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
| --- | --- |
| 表7.7<br>柱底均しモルタル | 表7.7は、表7.3と読み替える。 |
| 7節 鉄骨工事<br>表7.8<br>鉄骨足場 | 表7.8は、表7.4と読み替える。 |
| 表7.9<br>鉄骨足場運搬費 | 表7.9は、表7.5と読み替える。 |
| 表7.10<br>トラック運転 | 表7.10は、表7.6と読み替える。 |
| 8節 既製コンクリート工事<br>表8.1 | 表8.1の削除。（５編　参考資料へ移動） |

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
|---|---|
| 表 8.2 | 表 8.2 の削除（５編　参考資料へ移動） |
| 表 8.3 | 表 8.3 は、8.1 と読み替える。 |
| 表 8.4 | 表 8.4 は、8.2 と読み替える。 |
| 表 8.5 | 表 8.5 の削除。（５編　参考資料へ移動） |
| 表 8.6 | 表 8.6 は、表 8.3 と読み替える。 |
| 表 8.7 | 表 8.7 は、表 8.4 と読み替える。 |
| 10 節 タイル工事<br>表 10.10<br>内装壁タイル<br>（接着張り） | 表 10.10 として、以下を追記する。 |

表 10.10　内装壁タイル（接着張り）

（1 ㎡当たり）

| 名　　称 | 摘　　要 | 単位 | 所要量 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | 100 ㎜角 | |
| 内 装 ﾀ ｲ ﾙ | | 枚 | 102 | |
| 有機系接着剤 | JIS A5548 | kg | 1.5 | |
| 白 ｾ ﾒ ﾝ ﾄ | | kg | 0.17 | |
| ﾀ ｲ ﾙ 工 | | 人 | 0.18 | |
| 普 通 作 業 員 | | 人 | 0.05 | |
| そ の 他 | (材＋労)×(10～15%) | 式 | 1 | |

（注）1. 有機系接着剤は、タイプⅠ又はⅡとする。
2. 「その他」の率対象は、内装ﾀｲﾙ、有機系接着剤、白ｾﾒﾝﾄ、タイル工、普通作業員とする。

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
|---|---|
| 17節 内外装工事<br>1 一般事項 | 1 一般事項 (1)及び (2)は、以下に読み替える。<br>(1)　表 17.1～表 17.4 の細目工種は、標準歩掛りを適用する。<br>(2)　ビニル床シート張り、ビニル幅木張り、せっこうボード張り、けい酸カルシウム板張り、ロックウール吸音板張り、壁紙素地ごしらえ<br>の単価は、１章２節 1.2.3「市場単価」による。 |
| 表 17.4<br>壁紙張り | 表 17.4 は、以下に読み替える。（下表参照） |
| 表 17.5<br>壁紙素地ごしらえ<br>（せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面） | 表 17.5 の削除。（「５編　参考資料」へ移動） |
| 表 17.6<br>壁紙素地ごしらえ<br>（ｺﾝｸﾘｰﾄ面） | 表 17.6 の削除。 |
| 表 17.7<br>壁紙素地ごしらえ<br>（ﾓﾙﾀﾙ面） | 表 17.7 の削除。（「５編　参考資料」へ移動） |
| 表 17.8<br>壁紙素地ごしらえ<br>（けい酸ｶﾙｼｭｳﾑ板面） | 表 17.8 の削除。（「５編　参考資料」へ移動） |

表 17.4　壁紙張り

（1㎡当たり）

| 名　称 | 摘要 | 単位 | 壁 | | 天井 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 織物、紙程度 | プラスチック程度 | 織物、紙程度 | プラスチック程度 | |
| 壁紙 | JIS A6922 | ㎡ | 1.05 | 1.05 | 1.05 | 1.05 | |
| 接着剤 | | kg | 0.18 | 0.18 | 0.18 | 0.18 | |
| 内装工 | | 人 | 0.05 | 0.025 | 0.055 | 0.028 | |
| その他 | | 式 | 1 | 1 | 1 | 1 | |

（注）1. 素地ごしらえを別途加算する。
2. 湿気の多い場所、外壁内面のせっこうボード直張り下地等の場合は、防かび剤入り接着剤とする。
3. 「その他」の率対象は、壁紙、接着剤、内装工とする。

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
|---|---|
| ５編　参考資料　１章　参考歩掛 | |
| 2 節　土工事<br>表 2.37<br>土工機械運転 | 2 節 土工事<br>表 2.37　土工機械運転<br>表 2.37 は、以下に読み替える。 |

（1日当たり）

| 機械名 | 規格 | 適用単価表 | 運転労務（人） | 燃料消費量(L) | 機械損料（供用日） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| バックホウ | 排出ガス対策型油圧式クローラ型1.4m³ | 単価表1（表2.37.1） | 1.0 | 157 | 1.64 | |
| バックホウ | 排出ガス対策型油圧式クローラ型0.8m³ | 単価表1（表2.37.1） | 1.0 | 100 | 1.64 | |
| バックホウ | 排出ガス対策型油圧式クローラ型0.45m³ | 単価表1（表2.37.1） | 1.0 | 57.7 | 1.64 | |
| バックホウ | 排出ガス対策型油圧式クローラ型0.28m³ | 単価表1（表2.37.1） | 1.0 | 39.5 | 1.64 | |
| バックホウ | 排出ガス対策型油圧式クローラ型0.13m³ | 単価表1（表2.37.1） | 1.0 | 23.6 | 1.78 | |
| クラムシェル | 油圧ロープ式クローラ型0.6m³ | 単価表1（表2.37.1） | 1.0 | 107 | 1.50 | |
| ブルドーザ | 排出ガス対策型普通15t級 | 単価表1（表2.37.1） | 1.0 | 78.8 | 1.75 | |
| ブルドーザ | 排出ガス対策型普通3t級 | 単価表1（表2.37.1） | 1.0 | 23.1 | 1.75 | |
| タイヤローラ | 排出ガス対策型8～20t | 単価表1（表2.37.1） | 1.0 | 30.8 | 1.86 | |
| 振動ローラ | 排出ガス対策型搭乗式･タンデム型2.4～2.8t | 単価表2（表2.37.2） | － | 13.7 | 1.57 | |
| 振動ローラ | ハンドガイド式0.8～1.1t | 単価表2（表2.37.2） | － | 6.2 | 1.50 | |
| タンパ | 60～80kg | 単価表2（表2.37.2） | － | 5.0（ガソリン） | 1.33 | |

軽油単価について
・構内で作業する土工機械
小型ﾛｰﾘｰﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油（軽油引取税を除いた価格）
・土工機械運搬、ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ等（道路を走行するもの）
小型ﾛｰﾘｰﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油（軽油引取税を含んだ価格）

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
|---|---|
| 5節 型枠工事<br>表5.1<br>普通合板型枠<br>(独立基礎、布基礎)<br>表5.2<br>普通合板型枠<br>(地中梁、壁)<br>表5.3<br>普通合板型枠<br>(床)<br>表5.4<br>普通合板型枠<br>(柱)<br>表5.5<br>普通合板型枠<br>(梁)<br>表5.6<br>打放し合板型枠<br>(地中梁、壁)<br>表5.7<br>打放し合板型枠<br>(床)<br>表5.8<br>打放し合板型枠<br>(柱)<br>表5.9<br>打放し合板型枠<br>(梁) | 表5.1～表5.9に、以下を追記する。<br>（注）４．コンクリート打設時の型枠点検・保守を含む。 |
| 6節 鉄骨工事 | 1　参考歩掛り (1) 適用条件及び留意事項は、以下に読み替える。<br>(1)　適用条件及び留意事項<br>イ．表6.1～6.9は、全溶接構造又はH形鋼構造の共同住宅に適用する。<br>ロ．建築構築物等の鉄骨現場建て方、トルシア形高力ボルト締付け及びアンカーボルト埋込みに適用する。<br>ハ．現場建方は、低層及び中層の建物に適用する。なお、1㎡当たり鋼材使用量及び鋼材総使用量により補正する。<br><br>1　参考歩掛り (2) 細目工種に、以下を追記する。<br><br>表6.10　現場建方　（1ｔ当たり）<br>（表は下記）<br>注）1. 備考欄の数値は、1現場当たり損料率を示す。<br>2. 揚重機の費用は、別途計上する。<br>3.「その他」の率対象は、普通ボルト、とび工、鉄骨工とする。 |

表6.10　現場建方　（1ｔ当たり）

| 名　称 | 摘　要 | 単位 | 低　層 | 中　層 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 普通ボルト | | 本 | 20.0 | 20.0 | 4% |
| と　び　工 | | 人 | 0.4 | 0.53 | |
| 鉄　骨　工 | | 人 | 0.067 | 0.067 | |
| そ　の　他 | | 式 | 1 | 1 | |

別表6.10.1　1m2当たり鋼材使用量による増減率

| 1m $^2$当たり鋼材使用量(kg) | 50未満 | 50以上55未満 | 55以上60未満 | 60以上65未満 | 65以上70未満 | 70以上80未満 | 80以上90未満 | 90以上110未満 | 110以上130未満 | 130以上150未満 | 150以上190未満 | 190以上250未満 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 増　減　率 | 1.3 | 1.26 | 1.22 | 1.18 | 1.14 | 1.1 | 1.05 | 1 | 0.95 | 0.89 | 0.84 | 0.77 |

別表6.10.2　鋼材総使用量による増減率

| 鋼材総使用量(t) | 10未満 | 10以上15未満 | 15以上20未満 | 20以上30未満 | 30以上50未満 | 50以上80未満 | 80以上150未満 | 150以上250未満 | 250以上500未満 | 500以上1,000未満 | 1,000以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 増　減　率 | 1.34 | 1.3 | 1.26 | 1.22 | 1.18 | 1.14 | 1.1 | 1.05 | 1 | 0.95 | 0.89 |

（注）1.普通ボルト締付けを含む。

表6.11　トルシア形高力ボルト締付け　（100本当たり）

| 締付本数 / 名称 | 単位 | 1,000未満 | 1,000以上2,000未満 | 2,000以上3,000未満 | 3,000以上4,000未満 | 4,000以上5,000未満 | 5,000以上6,000未満 | 6,000以上7,000未満 | 7,000以上8,000未満 | 8,000以上9,000未満 | 9,000以上10,000未満 | 10,000以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鉄骨工 | 人 | 0.78 | 0.77 | 0.75 | 0.73 | 0.71 | 0.69 | 0.67 | 0.65 | 0.63 | 0.61 | 0.60 |
| 締付機器 | 日 | 0.56 | 0.55 | 0.54 | 0.52 | 0.51 | 0.49 | 0.47 | 0.46 | 0.44 | 0.43 | 0.42 |
| その他 | 式 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

（注）1.　締付機器は、電動レンチ(M24用)とする。
2.　JIS形高力ボルト締付けについては、10%増しとする。
3.「その他」の率対象は、鉄骨工とする。

表6.12　現場溶接　（1m当たり）

| 名　称 | 摘　要 | 単位 | 半自動溶接 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 溶接棒等 | | kg | 0.28 | |
| 炭酸ガス | | kg | 0.14 | |
| 溶接工 | | 人 | 0.05 | |
| 溶接器具損料 | | 式 | 1 | |
| その他 | | 式 | 1 | |

（注）1.すみ肉溶接脚長６㎜とする。
2.「その他」の率対象は、溶接棒等、炭酸ガス、溶接工とする。

表6.13　アンカーボルト埋込み（Ｂ種）　（1本当たり）

| 名　称 | 摘　要 | 単位 | 間柱及び簡易なもの径13～16㎜ | 主柱用 径16～19㎜ | 主柱用 径22～25㎜ | 主柱用 径28㎜以上 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 型枠工 | | 人 | 0.048 | 0.072 | 0.092 | 0.12 | |
| その他 | | 式 | 1 | 1 | 1 | 1 | |

（注）1.「その他」の率対象は、型枠工とする

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
|---|---|
| ７節 既製コンクリート工事<br>表 7.1<br>内壁コンクリートブロック帳壁<br>（空洞ブロック A (08) ） | 新たに７節を設け、追記する。<br>表7.1として、以下を追記する。 |

表 7.1 内壁コンクリートブロック帳壁（空洞ブロック A (08)）

（1 ㎡当たり）

| 名　　称 | 摘　要 | 単位 | 厚さ 100 ㎜ | 厚さ 120 ㎜ | 厚さ 150 ㎜ | 厚さ 190 ㎜ | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 建設用空洞ブロック | | 個 | 13 | 13 | 13 | 13 | |
| セメント | | kg | 13.1 | 16.6 | 24.2 | 35.3 | |
| 細骨材 | 砂 | m3 | 0.03 | 0.03 | 0.05 | 0.07 | |
| 鉄筋 | D10 | kg | 3.7 | 3.7 | 3.7 | 3.7 | |
| 建築ブロック工 | | 人 | 0.11 | 0.12 | 0.13 | 0.15 | |
| 普通作業員 | | 人 | 0.05 | 0.06 | 0.07 | 0.1 | |
| その他 | | 式 | 1 | 1 | 1 | 1 | |

（注）「その他」の率対象は、建築用空洞ブロック、建築ブロック工、普通作業員とする。

| | |
|---|---|
| 表 7.2<br>内壁コンクリートブロック帳壁<br>（空洞ブロック B(12)） | 表7.2として、以下を追記する。 |

表 7.2 内壁コンクリートブロック帳壁（空洞ブロック B (12)）

（1 ㎡当たり）

| 名　　称 | 摘　要 | 単位 | 厚さ 100 ㎜ | 厚さ 120 ㎜ | 厚さ 150 ㎜ | 厚さ 190 ㎜ | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 建設用空洞ブロック | | 個 | 13 | 13 | 13 | 13 | |
| セメント | | Kg | 13.1 | 16.6 | 24.2 | 35.3 | |
| 細骨材 | 砂 | m3 | 0.03 | 0.03 | 0.05 | 0.07 | |
| 鉄筋 | D10 | kg | 3.7 | 3.7 | 3.7 | 3.7 | |
| 建築ブロック工 | | 人 | 0.12 | 0.13 | 0.14 | 0.16 | |
| 普通作業員 | | 人 | 0.05 | 0.06 | 0.08 | 0.1 | |
| その他 | | 式 | 1 | 1 | 1 | 1 | |

（注）「その他」の率対象は、建築用空洞ブロック、建築ブロック工、普通作業員とする。

| | |
|---|---|
| 表 7.3<br>外壁コンクリートブロック帳壁<br>（空洞ブロック 16-W） | 表7.3として、以下を追記する。 |

表 7.3 外壁コンクリートブロック帳壁（空洞ブロック 16-W）

（1 ㎡当たり）

| 名　　称 | 摘　要 | 単位 | 厚さ 100 ㎜ | 厚さ 120 ㎜ | 厚さ 150 ㎜ | 厚さ 190 ㎜ | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 建設用空洞ブロック | | 個 | 13 | 13 | 13 | 13 | |
| セメント | | Kg | 13.1 | 16.6 | 24.2 | 35.3 | |
| 細骨材 | 砂 | m3 | 0.03 | 0.03 | 0.05 | 0.07 | |
| 鉄筋 | D10 | kg | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | |
| 鉄筋 | D13 | kg | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | |
| 建築ブロック工 | | 人 | 0.12 | 0.13 | 0.14 | 0.16 | |
| 普通作業員 | | 人 | 0.06 | 0.07 | 0.08 | 0.11 | |
| その他 | | 式 | 1 | 1 | 1 | 1 | |

（注）「その他」の率対象は、建築用空洞ブロック、建築ブロック工、普通作業員とする。

<table>
<tr><th>項　目</th><th>建築工事積算特記基準（令和５年７月版）</th></tr>
<tr><td>8 節　防水工事<br>表 8.2<br>屋根保護防水絶縁工法<br>（B-2）</td><td>表 8.2 の削除。</td></tr>
<tr><td>9 節　タイル工事</td><td></td></tr>
<tr><td>10 節　木工事</td><td></td></tr>
<tr><td>11 節　金属工事</td><td></td></tr>
<tr><td>12 節　左官工事<br>表 12.21<br>笠木コンクリート<br>直均し仕上</td><td>表12.21として、以下を追記する。<br>表 12.21　笠木コンクリート直均し仕上<br>（１ｍ当たり）
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>摘　　要</th><th>単位</th><th>100 ㎜以上<br>150 ㎜未満</th><th>150 ㎜以上<br>300 ㎜未満</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>左　　官<br>そ　の　他</td><td></td><td>人<br>式</td><td>0.028<br>1</td><td>0.035<br>1</td><td></td></tr>
</table>
（注）「その他」の率対象は、左官とする。</td></tr>
<tr><td>13 節 ガラス工事</td><td></td></tr>
<tr><td>14 節　塗装工事</td><td>表 13.11 は、以下に読み替える。<br>表 14.11　オイルステイン（OS）<br>（１㎡当たり）
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>摘　　要</th><th>単位</th><th>所要量</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>オイルステイン<br>塗　　装　　工<br>そ　　の　　他</td><td></td><td>kg<br>人<br>式</td><td>0.06<br>0.052<br>1</td><td></td></tr>
</table>
（注）1.　汚れ除去の上。<br>2.　全項目を「その他」の率対象とする。</td></tr>
<tr><td>14 節 塗装工事</td><td>表 14.17.は、以下を追加する。<br>表 14.17　アルミ建具廻り木部 SOP 又は CL 塗り<br>（１ｍ当たり）
<table>
<tr><th rowspan="2">名　　称</th><th rowspan="2">摘　　要</th><th rowspan="2">単位</th><th>ｱﾙﾐ建具廻り木部<br>SOP 又は CL 塗り</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>１回塗</th></tr>
<tr><td>合成樹脂調合ﾍﾟｲﾝﾄ<br>塗装工<br>その他</td><td>JSI K 5561　１種</td><td>kg<br>人<br>式</td><td>0.0033<br>0.0015<br>1</td><td></td></tr>
</table>
（注）「その他」の率対象は、合成樹脂調合ﾍﾟｲﾝﾄ、塗装工とする。</td></tr>
</table>

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
|---|---|
| 15 節 内外装工事<br>表 15.9<br>壁紙素地ごしらえ<br>(せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面) | 表 15.9 として、以下を追記する。 |

表 15.9　壁紙素地ごしらえ（せっこうボード面）

（1 ㎡当たり）

| 名　　称 | 摘　　要 | 単位 | 所 要 量 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝｼｰﾗｰ | 壁紙用 | kg | 0.1 | |
| 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾊﾟﾃ | 壁紙用 | kg | 0.02 | |
| 研　磨　紙 | P120～220 | 枚 | 0.03 | |
| 内　装　工 | | 人 | 0.01 | |
| そ　の　他 | | 式 | 1 | |

(注)「その他」の率対象は、合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝｼｰﾗｰ、合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾊﾟﾃ、研磨紙、内装工とする。

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
|---|---|
| 表 15.10<br>壁紙素地ごしらえ<br>(ｺﾝｸﾘｰﾄ面) | 表 15.10 として、以下を追記する。 |

表 15.10　壁紙素地ごしらえ（コンクリート面）

（1 ㎡当たり）

| 名　　称 | 摘　　要 | 単位 | 所 要 量 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 建築用下地調整塗材 | JIS A 6916 | kg | 1.5 | |
| 左　官　工 | | 人 | 0.02 | |
| そ　の　他 | | 式 | 1 | |

(注) 1.「その他」の率は、1 章 3 節表 1.3.1 の「左官」による。
2.「その他」の率対象は、左官工とする。

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
|---|---|
| 15 節 内外装工事<br>表 15.11<br>壁紙素地ごしらえ<br>(ﾓﾙﾀﾙ面) | 表 15.11 として、以下を追記する。 |

表 15.11　壁紙素地ごしらえ（モルタル面）

（1 ㎡当たり）

| 名　　称 | 摘　　要 | 単位 | 所 要 量 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝｼｰﾗｰ | 壁紙用 | kg | 0.1 | |
| 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾊﾟﾃ | 壁紙用 | kg | 0.04 | |
| 研　磨　紙 | P120～220 | 枚 | 0.03 | |
| 内　装　工 | | 人 | 0.012 | |
| そ　の　他 | | 式 | 1 | |

(注)「その他」の率対象は、合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝｼｰﾗｰ、合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾊﾟﾃ、研磨紙、内装工とする。

| 項　目 | 建築工事積算特記基準（令和５年７月版） |
| --- | --- |
| 表 15.12<br>壁紙素地ごしらえ<br>（けい酸カルシウム板面） | 表 15.12 として、以下を追記する。 |
| 15 節 その他工事<br>（構内舗装） | 15 節の削除。 |
| 16 節 その他工事<br>（植　栽） | 16 節の削除。 |

表 15.12　壁紙素地ごしらえ（けい酸カルシウム板面）

（1 ㎡当たり）

| 名　称 | 摘　要 | 単位 | 所要量 | 備　考 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 反応形合成樹脂シーラー及び弱溶剤系反応形合成樹脂シーラー | JASS18　M-201 | kg | 0.1 | |
| 合成樹脂エマルションパテ | 壁紙用 | kg | 0.02 | |
| 研磨紙 | P120～220 | 枚 | 0.03 | |
| 内装工 | | 人 | 0.01 | |
| その他 | | 式 | 1 | |

（注）「その他」の率対象は、反応形合成樹脂シーラー及び弱溶剤系反応形合成樹脂シーラー、合成樹脂エマルションパテ、研磨紙、内装工とする。